

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積を廃止することをここに告示する。

令和5年3月27日

南砺市農業委員会
会長 前川 十一

農委告示第4号

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積を廃止する告示

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の告示（農委告示第16号平成21年12月15日）を廃止する。

附 則

この告示は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5条について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第5条の施行の日から施行する。